

令和4年(三)第189号時代祭資金支出差止仮処分命令申立事件  
債権者 伊藤要  
債務者 植柳自治連合会

## 準備書面

令和4年9月20日

京都地方裁判所第5民事部保全係 御中

債務者代理人  
弁護士 湯 川 二 朗



裁判所の求釈明事項に対する釈明を中心として債務者の主張を以下のとおり述べる。

1. 債務者は地方自治法上の地縁団体の認可を京都市長から受けているのか。

地縁団体の認可は受けていない。

2. 債務者の世帯数・人口・加入率について

2020年国勢調査の結果によると、植柳学区の人口は2,682人、世帯数は1,679世帯である(乙1)。

それに対して、債務者に加入している会員数は739世帯である(乙2)(加入率は世帯比率で44.0%)。

3. 債務者の日常的活動の内容について

債務者は、町内会(学区居住者)と各種団体(女性会等)をもって構成され(甲1号証2条)、債務者の活動は区民の親睦融和を計ることと各種団体相互の連絡調整を計ることを目的とし(甲1号証3条)、債務者の日常的活動は各種団体の活動を中心に行われ、債務者自体が行う活動は区民の融和を計るための敬老会、夏祭り、春祭り、餅つき大会が中心となっている。それは、債務者の予算書・決算書が事業の部(債務者が直接行う事業に関する経費)と団体補助の部(各種団体の活動経費)とからなることから窺われる(甲13の2号証3,5頁)。

なお、京都市の配布物(市民しんぶん等市広報物)を配布したりす

るのは市政協力委員であって債務者ではなく、市政協力委員は町会長が兼ねる場合が多いが、自治連・町内会とは直接関係はなく、市長が区域在住者の中から適当と認める者の中から市長が委嘱することとなっている（京都市市政協力委員設置規則4条）。

また、ごみ処理は、居住者各自が京都市の指定の場所に京都市家庭用指定ごみ袋に入れて出すこととされており（京都市一般廃棄物処理実施計画）、自治連・町内会がこれに関与することはない。

したがって、居住者は自治連に加入しなければ地域社会で生活ができないという事情もなく、「自治会・町内会は、住民同士の自由な意志によって結成されている任意の団体」と位置付けられているものである（京都市「自治会・町内会の運営・活動の手引き」2頁）。そのためもあって、先に見た通り、債務者加入率は50%を切っている。したがって、自治連を市町に準じるような公益性公共性の高い公共団体と同視することはできない。

#### 4. 事業費基金積立金について

時代祭は京都市民が主体となって行う住民挙げてのお祭りであり、25年に一度、債務者にも時代祭徳川城使上洛列当番が回ってくるところ、前回、債務者が当番参加した平成5年には、参加者個人の自己負担額が過大であり、時代祭参加の趣旨にかなうものではなく、負担軽減を図るために、時代祭の費用の一部や予定外の経費に充てるために、平成6年から毎年債務者から10万円ずつ積立を行ってきた。これが事業費基金積立金である。

また、このように事業費基金積立金は債務者が毎年積み立てるものであるが、それとは別に、平成23年から、時代祭徳川城使上洛列当番参加に賛同する者から直接寄附をしてもらって時代祭準備に充てる積立金として協賛積立金（目標金額550～600万円）を積み立てることとした（甲6号証3枚目）。甲6号証4枚目「時代祭・徳川城使上洛列予算案」収入科目の「学区積立金」とあるのが協賛積立金を指し、その下の「奉仕者・自治連合会より」とあるのが事業費基金積立金からの繰入れを予定している。また、甲10号証で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることが出来ました。」とあるのは協賛積立金を指している。

債権者は、債務者の事業費基金積立金を時代祭のために支出することには反対するが、時代祭のために居住者が積み立てた協賛積立金の

中から債務者が支出することには反対しないということである。

#### 5. 神社祭礼費について

債務者予算書（甲13の2号証5枚目）の支出の部・事業の部に計上されている「神社祭礼費」は、伏見稲荷大社の氏子として、債務者が川西崇敬会（稲荷祭）に80,000円を納め、また平安講社（時代祭）に132,000円を納めるという内容の予算である。

今年度分については、7月30日にそれぞれ支出済みである（但し、川西崇敬会（稲荷祭）に対する祭礼費は40,000円の支出となっている）。

ちなみに、平安講社に対する祭礼費については、時代祭に際して平安講社から供奉列補助金として還元されることとなっており（甲6号証4枚目予算案収入科目参照）、今年度は213万円が還元される見込となっている（乙4号証）。

#### 6. 債務者と各種団体・時代祭実行委員会との関係について

時代祭徳川城使上洛列参加行事を行うのは債務者ではなく、時代祭実行委員会である。敬老会・夏祭り等は債務者が直接行うが、その他の地域活動は、各種団体により行われており、債務者は各種団体に補助金を支出しているに過ぎない。時代祭についても同様に、時代祭実行委員会がこれを行うものである。債務者は各種団体に対する補助金同様、事業費基金積立金として積立てを行うが、その趣旨は時代祭の費用の一部に充てるものとして時代祭実行委員会に対して補助されるものである。したがって、事業費基金積立金を具体的にどのように支出するかは、時代祭実行委員会の予算により決められる。具体的にはどのような支出がなされるかは時代祭実行委員会の予算の支出の部で決められ、その支出をどのような収入により賄うかは予算の収入の部で決められるものである。

時代祭実行委員会の予算案の例が甲6号証4枚目であるし、今年度の現時点（9月14日付）の予算（補正予算）が乙4号証である。同予算では、収入として債務者の事業費基金積立金から150万円を繰り入れることとしているが、収支として169万円が余る見込みであり、その残高は事業基金積立金に振り替える（繰り戻す）ことが予定されている。今後さらに支出金額の精査を行い、最終的には169万円以上残金が生じる見込みであるので、確定予算では事業費基金積立金からの繰入は行わないことになる見込みである。

## 7. 事業費基金積立金支出予算について

前述したように、債務者の時代祭関係の支出は、もっぱら時代祭実行委員会に対する補助金として債務者から支払われるものであり、具体的には事業費基金積立金として積み立てられている。

それを受けて、時代祭実行委員会は時代祭関係の支出を行い、その支出を賄う収入の一部として、事業費基金積立金から、時代祭費用の不足分相当額を、時代祭実行委員会の予算の収入として繰り入れる。

今年度においては、先に述べた通り、現時点の時代祭実行委員会の予算において、収入総額9,754,271円のうち150万円（収入総額の15.4%）を事業費基金積立金から繰り入れる（積立金を取り崩す）予算となっている。これは、時代祭協賛積立金、平安講社供奉費、毛槍臨時補填費、各種団体・個人・企業寄附金で不足する分を事業費基金積立金から繰り入れることとしているものである。

時代祭に「平安神宮の大祭」（甲5号証1枚目）としての要素があったとしても、時代祭の行列は「京都が日本の首都として千有余年にわたって培ってきた伝統工芸技術の粋を、動く歴史風俗絵巻として内外に披露することを主眼として」（同1枚目）するもので「総勢で約2000名もの人々が参加する一大行列」であって（同2枚目）、世俗的行事としての性格の強い行事であり、債務者としても、時代祭（平安神宮）と時代祭行列（平安講社）とは別物であると認識している。そして、今年も債務者地域内からも約60名もの会員が行列に参加し、さらに着付け・整備など世話をいただく方約60名も関わる世俗的行事としての性格の強い行事である一しかも、時代祭行列には京都市から補助も出、市長も行列に参加する一ことに照らせば、支出の15%程度を債務者の予算から繰り出したとしても、何ら債務者構成員の信教の自由を侵害するもの足りないものである。

加えて、時代祭実行委員会において支出を精査・切り詰めることにより、最終的には事業費基金積立金からの繰入は行う必要がないことが見込まれたため、次回、時代祭前に開催される実行委員会で、事業費基金積立金からの繰入をしないことを正式に議決する予定である。

## 8. 被保全権利がないこと

債権者は、佐賀地判平成14年4月12日及び大阪高判平成19年8月24日を引用して被保全権利がある旨主張するが、佐賀地判の事案は会員としての地位確認と不法行為に基づく損害賠償請求の事案であり、また

大阪高判の事案は赤い羽根共同募金等の募金・寄附に充てるための会費増額決議無効確認請求の事案であり、いずれも町内会会員に町内会の特定の支出の差止請求権を認めた判決ではない。そればかりか、いずれ事案も、加入率が90%前後の準公共団体としての性格を有する地縁団体の認可を受けた区・自治会に関する事案であるのに対して、本件債務者は加入率が50%未滿で、地域住民が日常生活を送る上で欠かさない地縁団体ではなく、債務者が時代祭関連の支出をすることが債権者の信教の自由を害するというのであれば、債権者がこれを脱退することに何の支障もない任意団体に係る事案である。

加えて、時代祭徳川城使上洛列への参加には地域のお祭り・行列への参加という世俗的行事としての性質もあり、会員のうち時代祭徳川城使上洛列に参加するのは約60名、さらに着付け・整備など世話をいただく方も約60名総計約120名が関わる地域行事であることに鑑みれば、時代祭実行予算のうち「区民の親睦融和を計る」という債務者の目的に適う要素に資する割合相当の費用（収入）を債務者が負担したとしても、それが債務者が直接時代祭に支出するのであればともかく、時代祭実行委員会の活動のうち、区民の親睦融和に係る部分の資金負担をすることが債権者の信教の自由を害するとはおよそ解されない。

#### 9. 保全の必要性がないこと

今年度神社祭礼費は既に支出済みである。

事業費基金積立金は、昨年度までに時代祭の費用の一部・不足分や予定外の経費に充てるために支出する（収入として計上する）ものとして積み立てられた金額が310万円に及んでおり、それらは既にそれらの費用に充てるものとして債務者の総会で承認（予算議決）されており、その具体的な取崩しの権限は時代祭実行委員会にある。事業費基金積立金を取り崩すかどうか、いくら取り崩すかは、もっぱら時代祭実行委員会にあることに照らせば、債務者を相手方とする本件請求には保全の必要性がない。

加えて、時代祭実行委員会も、今年度予算の収入として事業費基金積立金を取り崩す（繰り入れる）見込みはなく、時代祭前に開催される次回委員会で予算に繰り入れないこととする予定であるから、保全の必要性は全くない。

以上

令和4年(三)第189号時代祭資金支出差止仮処分命令申立事件

債権者 伊藤要

債務者 植柳自治連合会

## 証拠説明書

令和4年9月20日

京都地方裁判所第5民事部保全係 御中

債務者代理人

弁護士 湯 川 二 朗



乙	証拠の標目	作成者		立証趣旨
1	国勢調査結果	京都市	写し	2020年国勢調査による植柳学区の人口数は2,682人、世帯数は1,679世帯であること
2	植柳学区市政協力委員・町会長	債務者	写し	2022年度植柳学区の会員は739世帯であること。なお、世帯数1265軒というのは、町会長調査によるものである。
3	平成25年度植柳自治連合会総会議事録	債務者	写し	H25.4.27開催の総会議事録。予算の審議において、事業基金積立金の用途について質問があり、当時の土屋会長から一部は時代祭りの費用に使用していきたいとの説明があり、承認されたこと。
4	令和4年度予算案	時代祭実行委員会	写し	2022.9.14開催の時代祭実行委員会における令和4年度時代祭・徳川城使上洛列予算案。現在の予算では、事業費基金積立から150万円繰入れることとなっている。但し、現時点でも169万円残高が生じる見込みであるので、次回委員会で収入につき減額補正する予定である。

以上

1)「人口(総数)」については、日本人・外国人の別「不詳

市区町村名	大字・町名	字・丁目名	人口	人口	人口	外国人人口	世帯数
			総数	男	女		
京都市下京区	植柳		2,682	1,253	1,429	89	1,679
京都市下京区	植柳	昆町	178	84	92	5	108
京都市下京区	植柳	東若松町	135	61	74	6	65
京都市下京区	植柳	平野町	182	81	101	4	90
京都市下京区	植柳	辰巳町	105	40	65	4	67
京都市下京区	植柳	若宮町	188	80	108	21	131
京都市下京区	植柳	四本松町	122	53	69	-	81
京都市下京区	植柳	鑓屋町	89	42	47	1	47
京都市下京区	植柳	竹屋町	36	16	20	-	23
京都市下京区	植柳	東側町	65	29	36	7	39
京都市下京区	植柳	西側町	103	43	60	2	72
京都市下京区	植柳	西洞院町	66	26	40	-	43
京都市下京区	植柳	鍛冶屋町	51	22	29	1	30
京都市下京区	植柳	樞本町	95	50	45	1	59
京都市下京区	植柳	学林町	81	38	43	-	46
京都市下京区	植柳	柳町	93	44	49	3	40
京都市下京区	植柳	紅葉町	65	30	35	2	42
京都市下京区	植柳	文覚町	75	36	39	-	51
京都市下京区	植柳	西若松町	55	25	30	-	36
京都市下京区	植柳	仏具屋町	84	45	39	4	55
京都市下京区	植柳	玉本町	75	30	45	4	57
京都市下京区	植柳	米屋町	91	40	45	7	50
京都市下京区	植柳	住吉町	52	24	28	-	26
京都市下京区	植柳	堺町	62	37	25	8	37
京都市下京区	植柳	丸屋町	28	13	15	-	17
京都市下京区	植柳	菱屋町	15	7	8	-	6
京都市下京区	植柳	元日町	20	7	13	-	16
京都市下京区	植柳	本願寺門前町	13	7	6	-	6
京都市下京区	植柳	花園町	6	3	3	X	3
京都市下京区	植柳	東松屋町	38	19	19	-	18
京都市下京区	植柳	西松屋町	49	28	21	1	34
京都市下京区	植柳	山川町	7	3	4	X	3
京都市下京区	植柳	花屋町	12	8	4	X	3
京都市下京区	植柳	蛭子水町	20	8	12	-	8
京都市下京区	植柳	珠数屋町	11	3	8	X	8
京都市下京区	植柳	井筒町	41	18	23	-	20
京都市下京区	植柳	高雄町	19	9	10	-	10
京都市下京区	植柳	北小路町	12	6	6	-	5
京都市下京区	植柳	夷之町	281	149	132	8	244
京都市下京区	植柳	門前町	-	-	-	-	-
京都市下京区	植柳	植松町	-	-	-	-	-

2022 年度 植柳学区市政協力委員・町会長

36 町 97 組 1265 軒 植柳会員 739

	町名	町会長	軒数	組数	植柳会	住所	TEL	No
東北 8 町 30 組 368 軒	良町	宇野健藏	64	8	59	新町通花屋町上る	361-6565	01
	東若松町	山川哲哉	57	4	44	新町通花屋町下る	344-8257	02
	若宮町	松本由美	60	4	41	若宮通花屋町上る	352-8527	03
	東松屋町	藤田寿一	18	2	17	花屋町通新町西入る	371-0914	04
	四本松町	樋口雅信	65	2	24	若宮通正面上る	371-6235	05
	西松屋町	岡本光弘	40	3	14	花屋町通若宮西入る	371-6466	06
	東側町	松本直通	40	3	22	六条通西洞院東入る	351-5780	07
	西洞院町	江田俊昭	24	4	38	西洞院通正面上る	343-1811	08
東南 8 町 25 組 390 軒	平野町 町会長	大掛基晴 四条達彦	52	5	50	新町通北小路上る 新町通正面下る	757-7703 090-5189-9473	09
	辰巳町	伊藤 爽	38	4	28	新町通北小路下る	371-6741	10
	爽之町	一色八郎	170	2	21	七条通新町東入る	361-0995	11
	鍵屋町	木下和之	50	6	31	若宮通正面下る	344-0265	12
	井筒町	山科恵子	16	2	13	北小路通西洞院東入る	371-2425	13
	竹屋町	井上吉弘	23	2	26	若宮通北小路下る	344-2150	14
	蛭子水町	立石 礼	11	1	12	西洞院通正面角	080-4480-5527	15
	鍛冶屋町	斎藤 滋	30	3	24	西洞院通北小路上る	371-8739	16
西北 10 町 20 組 240 軒	西側町	山口泰弘	78	3	24	西洞院通六条下る	361-0749	17
	山川町	ピクワ・ブライツ	3	1	3	花屋町通西洞院西入る	090-8828-1939	18
	学林町	三好慈孝	24	3	21	東中筋通六条下る	351-7619	19
	柳町	中谷 昭	33	2	12	東中筋通花屋町下る	363-6240	20
	花屋町	八田幸春	3	1	3	花屋町通油小路西入る	371-5291	21
	西若松町	小林真人	21	2	16	油小路通六条下る	361-0748	22
	仏具屋町	堀田須英雄	30	2	20	油小路通正面上る	371-6688	23
	住吉町	羽田高秀	19	3	17	西中筋通六条下る	090-9626-7922	24
	堺町	宇佐美直八	11	1	11	西中筋通花屋町下る	371-1593	25
西南 10 町 22 組 267 軒	元日町	布施輝夫	18	2	3	醒ヶ井通六条下る	361-7715	26
	福本町	下坂義行	90	5	25	北小路通西洞院東入る	371-5259	27
	高畑町	三和康彦	9	1	8	北小路通西洞院西入る	371-2086	28
	文覚町	河本正樹	40	4	21	東中筋通七条上る	371-5314	29
	紅葉町	吉野佐和美	47	3	36	東中筋通正面下る	344-5306	30
	玉本町	平井真一郎	21	1	13	油小路通正面下る	371-1215	31
	米屋町	上原周三	32	3	22	油小路通七条上る	341-4551	32
	数珠屋町	伊吹明希子	5	1	3	正面通油小路西入る	371-4992	33
	南門前町	川崎 譲	17	2	15	西中筋通七条上る	371-2281	34
	本山内町	岩嚙智光	3	1	1	七条御所の内町	090-2104-5998	35
	花園町	川田信人	3	1	1	花園町 70	371-0075	36



平成 25 年 4 月 27 日

## 平成 25 年度 植柳自治連合会総会議事録

日時: 平成 25 年 4 月 27 日(土) 19:00~20:30

場所: 元植柳小学校1階サロン室

太田栄一庶務の司会のもと、土屋善弘会長の挨拶で総会が始まった。司会者一任で議長に河本正樹氏(文覚町)が選出され、総会成立宣言がされた。(会員総数:829名のうち、出席43名、委任状641名で計684名(82.5%)となり、会員数の2/3以上となった)

## 1. 議事

1号議案	24年度行事報告	庶務	太田栄一
	24年度会計報告	会計	沢村昭之
	24年度会計監査報告	監査	石原祥光

1号議案が一括で説明され、質疑応答になった。

西脇さん(福本町)から、決算書の団体補助のところ、予算・決算とも0円となっていることの質問があった。太田庶務および土屋会長より京都市より補助金をもらっている団体で自治連合会からの補助なしで活動している団体については補助金0円となっているとの説明で了承された。

また、宇佐美さん(堺町)から、献血された人数について質問があり、勝間献血会会長より43名であったと報告された。

その他は特に質問はなく拍手で了承された。

2号議案	25年度行事予定	庶務	太田栄一
	25年度会計予算	会計	沢村昭之

2号議案が一括で説明され、質疑応答になった。

鈴村さん(辰巳町)から、10月の区民体育大会当日が雨天の場合について質問があったが、小巻副会長より雨天の場合は次週の日曜日に延期するとの説明があった。

小林さん(西洞院町)から、自治連合会会員数の推移について質問があったが、土屋会長から毎年世帯数は若干増加するが、会員数としては毎年同程度で推移している。ワンルームマンションの場合は協力してもらえない場合が多いので、引き続き協力を要請していきたい旨発言があった。

井貝さん(住吉町)から、事業基金積立金の用途について質問があったが、土屋会長より、一部は時代祭の費用に使用していきたいとの説明があった。

その他は特に質問はなく拍手で了承された。

その他、議事全般について、質疑応答は特になく、河本正樹議長により総会終了宣言がされた。

## 2. 報告事項(土屋善弘会長)

### ① 市政協力委員連絡協議会会長・選任の報告(土屋善弘会長)

先の運営委員会において、木村哲雄市政協力連絡協議会植柳学区会長が体調不良のため辞任されたので、その後任として、小巻實司副会長を選任した旨報告があり、小巻新会長より抱負が述べられた。

### ② 時代祭り・準備積立金について(平井真一郎副会長)

23年度の総会において、平成31年植柳担当の時代祭りのための協賛積立を23年度より8年間積み立てることが了承され、24年度までの積立実績が報告された。総口数672口(一括払い:267口、年払い:406口)で、24年度末の準備金総額は約294万円となった。このまま推移するとなれば、8年間の予想積立額は約540万円になる予定。

本年も、各町内会長様の協力をお願いしたい旨、依頼があった。

### ③ 防災委員・防犯委員選任について(宇野健蔵自主防災会会長)

各町内に防災委員並びに防犯委員(各1名)を選任してほしいとの依頼要請があった。

### ④ 古紙回収事業について(太田栄一庶務)

学区の皆さんに協力いただいている古紙回収事業が、24年度の収入合計267,880円、支出合計88,270円で、24年度として169,610円積立することとなった。

本年も古紙回収事業への協力要請があった。

また、見守り隊への補助金約8万円を交付していただいたので、学童通学路の標識を作成し、電柱に張り付けた。

### ⑤ その他(質疑応答)

・岸田さん(仏具屋町)より、植柳校跡地問題の進展について質問があった。土屋会長および小巻副会長より、京都市は3年間待つてほしいとの事であったが、ぼちぼち地元の意向を伝えるよう時期にきているので努力していきたいとの説明があった。合わせて、西脇さん(榎本町、府会議員)より前回のアンケートの結果を尊重しながら、小巻副会長(府会議員)とともに皆さんが使えるような方法がないものか考えていきたい旨話があった。

・五明さん(平野町)より、植柳校にかつて陶芸用の窯を古紙回収事業費で購入したが、使用していないならば涉成小学校に移設できないかとの要望があった。土屋会長からまだ現存している二宮金次郎の銅像なども含めて、移設することができるか運営委員会で検討していきたい旨説明があった。

・木村さん(西洞院町)より、夜遅くまで学校内の照明がついている時もあるので、責任者を決めて消灯してほしいとの意見があった。土屋会長より対処していきたい旨説明があった。

・小巻副会長より、4月28日にグランドゴルフ大会を開催するので、ぜひ参加してほしいとの依頼があった。

最後に、平井真一郎副会長より、総会出席への感謝と今後の植柳自治連合会活動への協力をお願いをして、25年度総会が無事終了した。

以上

(文責:平井)

(案)

令和4年度(2022年度)「時代祭・徳川城使上洛列」予算案

植柳学区時代祭実行委員会

収入の部				
	項目	金額	明細	確定
1	時代祭協賛積立金	5,320,000	平成23年(2011)より8年間積立	○
2	平安講社供奉費受入れ	2,130,300	2022.9.11 平安講社より入手	△
3	毛槍臨時補填費(2022年度のみ)	300,000	2022.9.11 平安講社より入手	△
4	事業費基金積立	1,500,000	平成23年度の予算額と同額	
5	各種団体、個人、企業などの寄付金	500,000		
6	利子	3,971	2011.10.1-2022.4.1	○
	合計	9,754,271		

支出の部				
	項目	金額	明細	確定
1	小畑組支払い	4,110,000	2022.8.21 入手	△
2	毛槍・奴練習補助(2022年度のみ)	400,000	(コロナのため2年なし)小畑氏より	△
3	馬4頭、草鞋150足	563,560	馬代353,560円、草鞋代210,000円	△
4	のぼり旗、ポール、幕リース	86,475	50本	○
5	袴一式(レンタル)(木村商店)	118,800	9セット	△
6	時代祭記念誌(撮影CD化、編集、デザイン、カラー製本) (メリーゲート社)	677,600	300冊(28頁) 行列、警付、警備、町内など 慰労会写真撮影中止により減額予定	
7	DVD動画撮影(祭日当日)、編集一式(メリーゲート社)	264,000	DVD20枚付き	△
8	記念扇子(遠藤商店)	242,000	200本 行列、着付、警備など	△
9	記念手拭い(八田タオル)	344,000	1000本 行列、着付、警備、区民など	△
10	紅白饅頭(来賓用)30個(梅月)	30,000	1000円×30個	
11	朝食(おむすび2個+お茶) (フレスコ、他)	65,000	500円×130人分 行列、着付、警備など	
12	昼食弁当(和泉弥)	49,000	700円×70個 行列など	△
13	赤飯、お酒(直会)(梅月、他)	150,000	1000円×150人分	
14	御祝儀(区内行列)	356,000	小畑氏より	△
15	道路使用許可証	2,040	1通	○
16	平安神宮・集合写真	105,000	1500円×70	
17	諸雑費	500,000	事務費、印刷費、会議費、交通費など	
	合計	8,067,395		
	残金	1,690,796	残高は、事業基金積立に振替	

○:決定済 △:見積、連絡済、未決定